議案第１８３号

上越市海洋フィッシングセンター条例の一部改正について

上越市海洋フィッシングセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市海洋フィッシングセンター条例の一部を改正する条例

上越市海洋フィッシングセンター条例（昭和５８年上越市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表センターの利用者の項中「１５０円」を「１６０円」に改め、同表貸ざおの利用者の項中「２００円」を「２１０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。